様式第３号（第６条関係）

請書

年 月 日付け　第 号により入居の許可を受けた末尾記載の短期滞在型専用住宅に入居しましたら、別記諸条項を遵守し、町に損害を与えないことをお請けします。

　　 年 月 日

日南町長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

短期滞在型専用住宅　ひだまりの家 　　　　 　　号室

別記諸条項

１　使用料について

　　日南町短期滞在型専用住宅の設置及び管理に関する条例（平成27年日南町条例第31号。以下「条例」という。）第7条及び8条の規定により別表１に定める額とし、入居指定日から退去の日まで毎月分を毎月末までに町長の発行する納入通知書により納付する。ただし、1月に満たない使用料は、条例に規定した使用料又は日割計算（1月を30日とする。）による。

２　入居者の費用負担について

入居者の責めに帰すべき理由によって短期滞在型専用住宅に修繕の必要が生じたとき、及び次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

（１）汚物及び塵かいの処理に要する費用

（２）短期滞在型専用住宅内の清掃及びその他環境衛生の保持に要する費用

（３）町長の許可を得て模様替えし、又は増築したときの原状回復に要する費用

（４）その他短期滞在型専用住宅の使用上当然に入居者が負担しなければならない費用

３　入居者の保管義務等について

入居者又は同宿者は、短期滞在型専用住宅の使用に当たり善良な注意を払い、これを正常な状態で維持管理するほか、他の入居者及び同宿者並びに周辺地域の住民との円滑なコミュニケーションをとるとともに地域活動への積極的な参加に努め、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）日南町短期滞在型専用住宅の設置及び管理に関する条例第５条に規定する暴力団等の宿泊所として使用させる行為（自らが暴力団等となって使用する行為を含む。）

（２）短期滞在型専用住宅及びこれと一体をなす周辺施設並びに敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者及び同宿者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育（食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。）

イ 連続的又は断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

（３）他の入居者及び同宿者又は周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。

（４）（１）から（３）までに定めるもののほか、短期滞在型専用住宅における安全且つ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

（５）短期滞在型専用住宅を宿泊研修以外の用途に使用すること。

（６）短期滞在型専用住宅を他に者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

（７）短期滞在型専用住宅を模様替えし、又は増築すること。ただし、町長の許可を得たときは、この限りでない。

（８）短期滞在型専用住宅を引き続き15日以上使用しないにもかかわらず、町長に届出しないこと。ただし、町長の許可を得たときは、この限りでない。

４　施設の退去について

町長は、次の場合においては、入居者に対し、入居の許可を取り消し、短期滞在型専用住宅からの退去を請求することができ、入居者は、町長が指定する期日までに当該短期滞在型専用住宅から退去しなければならない。

（１）不正な行為によって入居したとき。

（２）使用料を３月以上滞納したとき。

（３）正当な理由によらないで15日以上短期滞在型専用住宅を使用しないとき。

（４）短期滞在型専用住宅を故意又は過失により滅失又はき損したとき。

（５）条例第４条に規定する入居の資格を喪失したとき、及び第４項の規定に違反したとき。

（６）入居者又は同宿者が、暴力団等であることが判明したとき。

５　施設の退去届について

短期滞在型専用住宅から退去しようとするときは、その５日前までに町長に届け出て検査を受けなければならない。この場合、第３項に定める費用を全部精算するほか、模様替え又は増築を行ったときは、前段の検査のときまでに原状回復又は撤去を行うこと。

６　賠償その他について

短期滞在型専用住宅の使用に際し、条例に定めるところにより、次に掲げる処分を受けても異議がないものとする。

（１）第４項の各号に該当する者が、町長の指定した期日までに短期滞在型専用住宅から退去しないときの損害賠償額

（２）詐欺その他不正の行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときの過料

８その他

（１）条例及び同条例施行規則の諸規定を遵守すること。